

令和5年第3回度会町議会定例会会議録

招集年月日 令和5年9月15日
招集場所 度会町議会議場
開議 令和5年9月15日（午前9時10分）
出席議員 1番 山北 佳宏 2番 大西 徹 3番 大野 原徳
4番 中西 久博 5番 長谷川多一 6番 貞森 義和
7番 若宮 淳也 8番 登 喜三雄 9番 西井 仁司
10番 濱岡 裕之 11番 中森 慰
欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 忠彦	建設水道課長兼 環境水道担当課長	迫本 晃
副 町 長	西岡 一義	建設担当課長	阪口 昇吾
総 務 課 長	中井 宏明	産業振興課長	西村 夏之
みらい安心課長	山下 喜市	会計管理者兼出納室長	長谷川陽子
税務住民課長	森井 裕	代表監査委員	山下 幸生
保健こども課長	作野 和幸	教育委員会教育長	中村 武弘
長寿福祉課長	西田 健	教育委員会事務局長	中井 均

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	岡谷 吉浩	書 記	西村 美紀
書 記	宇田 真希	書 記	山下 真樹

議事日程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 各常任委員会委員長 審査結果報告、質疑
- 日程第3 討論（議案第62号～議案第73号）
- 日程第4 採決（議案第62号～議案第74号、請願第1号～第4号）
- 追加日程第1 議員提出議案の上程（発議第4号～発議第7号）
- 追加日程第2 提出理由の説明（発議第4号～発議第7号）
- 追加日程第3 質疑（発議第4号～発議第7号）
- 追加日程第4 討論（発議第4号～発議第7号）
- 追加日程第5 採決（発議第4号～発議第7号）
- 追加日程第6 追加提出議案の上程（議案第76号）

追加日程第7 提案理由の説明（議案第76号）

追加日程第8 採択（議案第76号）

日程第5 閉会中の継続審査の申出について

上程議案

- 議案第62号 令和5年度 度会町一般会計補正予算（第3号）
- 議案第63号 令和5年度 度会町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第64号 令和5年度 度会町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第65号 令和4年度 度会町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第66号 令和4年度 度会町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第67号 令和4年度 度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第68号 令和4年度 度会町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第69号 令和4年度 度会町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第70号 度会町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第71号 度会町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第72号 度会町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第73号 注連指辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第74号 度会町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第76号 副町長の選任につき同意を求めることについて
- 請願第1号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
- 請願第2号 教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書
- 請願第3号 防災対策の充実を求める請願書
- 請願第4号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書
- 発議第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について
- 発議第5号 教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定

数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について

発議第6号 防災対策の充実を求める意見書の提出について

発議第7号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について

◎開会の宣告

(9時10分)

○議長(若宮 淳也) ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

よって、令和5年第3回度会町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議会日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおり、会議を進めたいと思いますので、御了承をお願いいたします。

◎一般質問

日程第1 これより、一般質問を行います。

質問は、通告書どおりに発言を許します。

質問者は質問席で、答弁者は演壇で発言をお願いいたします。

それでは、8番 登 喜三雄議員。

《8番 登 喜三雄 議員》

○8番(登 喜三雄) 登喜三雄です。議長の許可をいただきまして、町長さんと教育長さんに質問をさせていただきたいと思います。

それでは、まず、第一点目の質問でございます。命の道、県道伊勢大宮線並びに伊勢南島線の治水対策についてお伺いいたします。

この県道2路線は、本町における命の道です。葛原、長者の淵と川口バス停付近の宮川・一之瀬川の越水により、たびたび冠水し、緊急・救急車両の通行遮断、帰宅困難者また外出しようとする人を妨げ、本町町民の命の道を遮断することとなります。さきの7号台風でも同様の影響を受けたようでございます。県政には、お願いと辛抱は十分して参ってまいりました。県政の現状認識とともに、何か町政に足りないものがあるのか。歴代の町政において、誰もなし得ないでいるこの重要課題に、歴史を変える中村町政に期待し、その取組を尋ねます。

なお、関連いたしまして、通告書には具体的には記述していませんが、お答えをいただけたらと思います。

県道伊勢南島線建設促進期成同盟会のその活動内容は、現在どのようになっているかを、お聞かせいただきたいと思います。

ここで、県政と町政にお礼を一点申し上げます。

それは、伊勢大宮線長原鮎川間の改良工事です。遊水機能、すなわち水を遊ばせ

る、水を逃がす機能を持たせながらのかさ上げ工事により、今回の台風では、ふるさと農道への迂回が可能となり、旧中川地区の命の道が確保されました。過去、地元区長さんの2度にわたる陳情を交えながら、現在の中村町政の要請が実を結んだものと理解しております。関わってまいりました者の一人として感慨深いものがあります。

また、鮪川から牧戸に至る冠水部分も、この新しい行路にヒントを得ながら、引き続き改良されることを願ってやみません。それでは、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（若宮 淳也） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、皆さん、おはようございます。

登議員さんの質問にお答えをいたします。

度会町内には、7路線の県道があり、中でも伊勢大宮線や伊勢南島線は、町内のおおむねの地区と近隣市町の主要地とを結ぶ重要な幹線道路であります。

災害時の緊急輸送や救命救急、日常の通勤・通学など、町民の皆さんはもとより、近隣市町の方々にとりましても、まさに、議員のおっしゃるとおり、命の道であり、その整備は、安心・安全で安定した住環境の向上や有事の対応といった観点からも、当然のことながら、県も私も重要課題であると認識をしております。

さて、議員の御指摘の2路線の冠水対策につきまして、令和4年度に伊勢大宮線の長原鮪川間のかさ上げ工事が、また、今年度には、伊勢南島線の小萩区間のかさ上げ工事が完成し、両区間とも直近では、本年6月の台風2号や8月の台風7号の宮川の増水に対しまして、その効果が十分発揮をされたと思っております。

しかしながら、2路線とも、まだまだ対策が必要な箇所が存在することも重々承知をしており、毎年、県に対し、継続的に要望を行っており、今年度の事務手続においても、その被害の状況を訴え、要望したところでございます。

現在、伊勢南島線では、引き続き、柳区間のかさ上げ工事が発注され、その他の箇所につきましても、調査・検討が進められているところであります。

今年度中に、川口・栗原、今の川口のバス停付近から栗原にかけての測量がされるというふうに報告を受けております。

また、県の考え方としてはですね、迂回道路がないところからやっていくんだというようなことも聞いておりまして、インフラ整備にはですね、多大な時間や費用、地域の理解も必要であり、一朝一夕には実現できないところを理解しつつも、歯がゆい思いでもありますが、実現されるまでの間の冠水時の安全対策なども含め、引き続き、県と連携しながら、安全性で利便性の高い道路づくりに努めてまいりますので、何とぞ、御理解のほどを、よろしく願いいたします。

それから、再度質問がございました点については、担当課長より説明をいたさせ

ます。

以上です。

○議長（若宮 淳也） 阪口建設担当課長。

○建設担当課長（阪口 昇吾） 町長に代わりまして、登議員の質問にお答えいたします。

伊勢南島線道路改良促進期成同盟会の件でございます。

その活動状況ですけれども、まず、伊勢南島線道路改良促進期成同盟会は、当該路線の改良事業の促進を目的に設置しておりまして、伊勢市、度会町、南伊勢町の1市2町をもって構成しております。

今回は、道路改良事業の企画調整や関係官庁へ提言・要望を行うこととしておりまして、今年度は、要望についての検討、道路改良事業に関する情報収集を事業計画といたしております。過去には、度会町と南伊勢町の境をつなぐ野見坂の改良や伊勢市津村町におけるバイパスなど、大規模事業について本会を通じた要望活動を行ってきましたが、直近では、本会を通じた要望はございません。これは、それらに比例する大規模案件がないことや、その他の案件につきまして、各市町がそれぞれ単体で行う県要望によりまして、粛々と事業が進められていることからでございます。

今回、質問で上げられております伊勢南島線における度会町内の冠水対策につきましても、町長自ら県に訴えられたところからスタートいたしまして、私ども担当課におきましても、所管する伊勢建設事務所と協議を重ねながら事業化されたことから、本会を通じた要望に至らなかったということでございます。

本会では、路線全体における危険箇所や対策状況の情報共有、度会町内における雨量による通行規制の解除に向けた検討などを種々取り組んでいるところではございますが、今後、重要な案件が生じた際には、構成市町の緊密な連携の下、強力な提言、要望を行っていく方針でございます。

私からの答弁は、以上でございます。

○議長（若宮 淳也） 登喜三雄議員。

○8番（登 喜三雄） ありがとうございます。私も、あれもこれもとは申し上げません。

まずは、川口地内の冠水対策を重点的に行っていただきたいと思っております。町長さんの答弁にありましたように、初めて知りました川口地内につきましても、県が測量を計画されているやに、今、伺いました。ありがとうございます。

また、担当課長のほうから話のありました期成同盟会の話なんですけれども、私も野見坂の大規模工事につきましては、よく聞き及んでおります。この期成同盟会の力も発揮して改良なされたものと理解をさせていただいております。

ただ、柳や小萩の改良等、実際に実現しようとしておりますけれども、川口につきましては、先ほど申し上げましたように、冠水しますと命の道が遮断されることとなります。どうぞ、今後とも県を通して、また、国に対しまして川口地内の改良につきまして、努力をしていただきたいと思います。

川口地内の改良が完成いたしますと、これによりまして、長者の淵が浸かりましても、伊勢南島線と度会玉城線への動線が確保されることになりまして、すなわち命の道がつながることとなります。町長さんの発言にもございましたように、洪水時に遊水機能を持たせながら、同時に道路としての機能を確保する。例えば、陸橋をかけるというような新しい発想が求められます。町に足りないもの、それは県政に寄り添い、新しい構想を実現するための町長の意思がダイレクトに伝わる組織づくりが必要ではないかと思われまます。それは県政の計画を実現させるためには、町道と農道とのアクセスはどうするんだ。また、何にも増しまして、民家と商業施設の移転補償等に対する人的な後方支援が大切になってまいります。そのためには、住民と心を通わせることのできる、例えば副町長をリーダーとする建設農業それに財政によるプロジェクトチームでもって取り組むことを提言いたします。今後とも、中村町長の敏腕に御期待を申し上げます。

それでは、二つ目の質問に入らせていただきます。

これは、予算のことも絡んでまいりますので、町長さんと教育長さんにお答えをいただきたいと思います。

そのうちの、まず一点目、自転車通学生徒への自転車購入費助成制度の創設を求めることについて、お伺いをいたします。

私の知人の知り合いの保護者の話です。うちの子は、来年中学校に入学します。スクールバスでなく、自転車通学となります。自転車の価格も数万円もします。何とか助けてもらえないでしょうか。中学校統合以来、遠距離通学に対するスクールバスの運行は、行政・議会の幾度かの議論を通じて、現在に至っております。現在、旧内城田地区の牧戸葛原及び旧小川郷地区の川口の生徒が、自転車通学と聞き及びます。中学校統合時の町財政の苦しかったことを知る私も、早半世紀が過ぎます。この間、自転車通学の経済的な苦しみに対して、もう少し寄り添えなかったのかと、私自身じくじたる思いです。自転車もピンからキリまでであると思います。ヘルメットの助成、個人責任補償保険の公費負担、この保険制度の加入は、議員の提案が基になったものと記憶しております。町財政も少しずつゆとりが出てまいりました。ましてや、少子化時代です。工夫してみんなで子育てをしていく心が大切です。改めまして、自転車通学に対する自転車購入費助成など、支援制度の創設を求めます。無論、在校生に対しても不公平をなくすよう、遡及適用に努めるなどの配慮も必要です。

自転車保護に関連いたしまして、もう一点、質問をいたします。

中学校生徒の遠距離通学費支給に関する条例があったはずだと、例規集を探してみましたが見つかりませんでした。聞いてみますと、廃止されたという。それなりの理由があったものと理解いたしますが、バスを通行するための定めが小学校も、中学校もない。私は不思議に思います。果たして、これでよいのか。全ては、法令等に違反しない限り、条例、規則、要綱等の定めに従い、地方自治を行うものと理解してまいりました。スクールバス運行条例とウェブ検索してみますと、すぐに二、三の事例にヒットをいたします。廃止に代わる条例の制定が必要ではなかったのかと尋ねます。お答えをいただきたいと思います。

○議長（若宮 淳也） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、まず、登議員さんの1点目の質問のしめくりとして、私のほうから一言申し述べたいと思います。

様々な機会やですね、場面を通じて、また被害の状況を訴えながら対策の提案を行いながら、国・県に要望活動を行っております。それは惜しみなく、時には私が町の代表として申入れ、時には、関係市町と連携して声を上げ、時には担当課に指示し、県に要請するなど、一日も早く、こうした課題が解消されるよう、全力で取り組んでまいり所存でございますので、議員の皆様方の御理解と御協力をお願いしたいと思います。

それでは、2点目の質問に対して、お答えをいたしたいと思います。

中学校では、自転車通学をする生徒がおり、自転車の購入費用については、決して安価ではありませんので、保護者の方の負担が大きいということは承知をしております。

しかしながら、自転車は通学に限定されることなく、日常生活に幅広く使用されるものであり、また、自転車通学生に限らず、自転車を利用する生徒もあります。

町といたしましては、限られた財源の中で、小・中学校の通学環境だけでなく、広く教育分野全般の環境整備、保護者負担の軽減という観点で、様々な教育支援施策を行ってきたところであり、今後についても、同様の考え方で様々な教育施策を行って参りたいと考えております。

詳細につきましては、教育長から御説明いたします。

○議長（若宮 淳也） 中村教育長。

○教育長（中村 武弘） まずは、議員の皆様には、いつも子供たちのためにいろいろと御支援、御指導をいただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、登議員さんの質問にお答えします。

まず初めに、御質問のありました自転車購入の助成制度につきまして回答します。度会中学校に自転車で通学する生徒の人数は、現在60名で、自転車通学の生徒へ

の助成といたしましては、登下校時に使用しておりますヘルメットを、入学の際に町から中学校を通じて現物支給をしております。

ヘルメット以外の助成といたしましては、通学の際に、児童・生徒個人の責任による事故が発生したときに備え、これもおかげさまで自転車の通学者だけでなく全ての児童・生徒を対象に、平成26年度から町の予算で賠償責任保険に加入をしております。

町長からもお答えしましたとおりではありますが、自転車は、通学に限定されることなく、日常生活に幅広く使用されるものであり、また、自転車通学生に限らず、自転車を利用する生徒もございますので、通学環境や学習環境を総合的に整備していくという観点で、全般的な教育施策を考えますと、自転車通学の生徒のみを対象とした助成の拡充については、現在のところ考えておりません。

2点目の御質問である中学校生徒への遠距離通学費支給に関する条例につきましては、該当生徒がいなくなったことに伴い、令和4年3月議会において、議会の皆さんの承認を得まして、廃止条例としたところであります。

しかしながら、昭和51年の中学校の統廃合、平成20年の小学校の統廃合に伴い、町全体で1小学校区、1中学校区と広い校区になっておりますので、今後も、教育施策として引き続き、業務委託によるスクールバスの運行は必須であると考えております。

登議員さんから御指摘をいただきました条例につきまして、規定したものはございませんでしたので、スクールバス運行事務の執行に係る要綱制定を検討してまいりたいと考えているところでございます。全ての児童・生徒が安全・安心に通学するための環境を整えていくことにつきまして、引き続き、取り組んでいくべき課題であり、学校や保護者、地域の皆さんと協力して取り組んでいきたいと考えておりますので、町民の皆様方や議員の皆様方の御理解と御協力また御指導をお願いいたしまして、登議員さんへの答弁とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也） 登喜三雄議員。

○8番（登 喜三雄） ありがとうございます。

ただ、私はやっぱり自転車はスクールバスに乗っとる子も日常的に使うやないかと、そうやで、補助制度はないんだと言われました。確かに、平成、これは何年ですか。令和3年の12月議会でも前議員が同様の質問をさせていただいたことを承知しております。

ただ、入学時には、やっぱりお金がかかります。どうか、子供たちも少なくなっただけでありません。度会町全体で子供たちを支えていくんだという理念の下に、どうか、今一度、来年の予算編成に向けて再考を促したいと思います。

二つ目の条例が廃止されたことにつきましては、理解をいたしました。

ただ、教育長から答弁のありましたように、要綱等の制定を改めて考えたいという御答弁でございましたので、その経緯につきまして注視をしていきたいと思いません。

町長さん、並びに、教育長さんをお願いをしておきたいと思いません。全ては、子供たちのためです。どうか、よりよい教育行政の充実に御期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（若宮 淳也） 以上で、登喜三雄議員の質問を終わります。

続きまして、1番 山北 佳宏議員。

《1番 山北 佳宏 議員》

○1番（山北 佳宏） 1番議員、山北佳宏です。議長の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

何分にも初めてでございますので、よろしく願いいたします。

私、2点ございまして、1点目につきましては、農地の有効利用につきまして質問をさせていただきたいと思いません。

本年は、農業振興地域整備計画の見直しが行われる年で、農地転用を希望される方も多いと聞いております。御承知のことと思いませんが、数年前から県外の法人等が太陽光発電事業を行うため、農地ナビのアプリを利用し、番地の確認や登記簿謄本により所有者の確認後、郵送にて譲渡依頼文書を送り、その後、戸別訪問し、土地の買い付けの動きがあります。現状においては、農業の疲弊により、農地転用で太陽光発電などを希望される方が増加しています。農業振興地域制度の目的は、自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して、本来、総合的な農業の振興と農業の健全な発展を図り、国土資源の合理的な利用に寄与することとされており、農地の一定の確保、推進、維持管理が必要とされています。

しかしながら、現状、もうかる農業ができていないため、農業への従事人口の減少、従事者の高齢化、後継者不足、獣害被害対策等により、耕作放棄地が増加しており、農地を手放したい方も少なくないと思いません。

また、先月ありました豪雨等によりまして、稲作の冠水など、自然災害の被害や農作物全般の価格の低迷、経費の高騰により、農業を維持することが非常に困難であるため、耕作放棄の増加に拍車がかかるおそれもあります。第7次度会町総合計画には、地域の文化と産業を活かすにぎわいづくりの推進として、農林業の基盤整備や地場産業の振興などの項目が掲げられ、耕作放棄についても何らかの取組を検討なされて実行されていることと思いません。農地の転用を希望される、農地の転用を希望され、土地の有効活用を図りたい方のためにも、度会町における農業振興地域除外となる基準や今回の農業振興地域整備計画の見直しも含めて、今後、農地の適正管理の方針を伺います。

また、相続土地国庫帰属制度も施行され、農地や山林も対象となっております。今後、この制度を利用される方もあろうかと思われま。これにより、対象となる土地が生じた場合、町として農地をはじめとする土地の有効利用のビジョンがあれば、お聞かせください。

以上でございます。

○議長（若宮 淳也） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、山北議員の質問にお答えをいたします。

農業を取り巻く環境の変化に対応するため、議員の皆さんの御理解をいただき、今年度から2か年をかけて、農業振興地域整備計画の見直し作業に入ったところであります。

農業振興地域の指定につきましては、三つの要件があります。

まず、一つ目が、農用地等として利用すべき相当規模の土地があること。

次に、農地の生産性の向上その他農業経営の近代化が図られる見込みが確実であること。

最後の一つが、土地の農業上の利用の高度化を図ることが相当であると認められることとなっております。このことを踏まえ、これから各区の意見を尊重しつつ現況の把握に努め、将来的な利用等の意向調査を行った上で、農用地区域に関して編入や除外の整理をしていきたいと考えています。

また、4月から始まりました相続土地国庫帰属制度につきましては、土地の管理は国に委ねられることとなりますが、もし今後、国から町に相談があれば、何らかの対応が必要になってくることも考えられますので、議員の皆さんの御理解・御協力をお願いし、山北議員さんの質問の答弁とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也） 山北佳宏議員。

○1番（山北 佳宏） ありがとうございます。農地等の問題につきましては、基幹産業の維持とも大きく関連いたしますので、農地の維持管理に努めながら、これまで以上の耕作放棄地の有効利用また土地の有効利用につきまして、引き続き、施策のほうを、よろしく願いいたします。

この項の質問を終了いたしまして、二つ目の質問のほうに入らせていただきます。度会町におけます医療体制について伺います。

令和5年3月の定例会の一般質問での答弁及び、令和5年7月の定例会のときの説明がありましたデジタル田園都市国家構想の行政枠、度会町、多気町、大台町、明和町、紀北町で検討されています電子媒体を活用したオンライン診療についてですが、既に、大台町において実験的検証が行われると伺いました。このデジタル診療の姿として、あるポイントとなる地域に診療車両を配置し、そこで診療が可能となる、例えば、町の公共施設、中央公民館であったり、改善センターであったり、

そこでの診療を行い、そこに向けて町へ移動バスを配車するというようなイメージを、私抱いております。現時点での課題として、診療所は大型車両を要することで、その問題をはじめとしまして、運転手、それから看護師の人件費のコストの問題、医師不足により、専門医、専門的診療ができない場合があったり、かかりつけ医との問題が上がっております。これらの課題解決に向け、検討をなされていることと思っております。診療車両の小型化については、新聞報道によりますと、先日、トヨタ自動車グループがハイエースの改装により、普通免許で運転ができる走る診療所の運用を開始し、今後、通院困難な高齢者の増加に対応していくことが記事になっていました。診療車両の運行につきましては、小型化することによって看護師が運転可能となれば、専用の運転手を確保する必要がなくなり、解決策が少し見えてきたかなと思っております。

ただ、医師不足、現地に出向く専門の看護師の確保は、課題解決に時間がかかるのではないかと心配をしております。早く問題が解決し、デジタル診療が開始されることを願っていますが、このような診療事業を運営していくに当たり、受診者の費用の負担の増加や行政の事務負担の問題はどのようになるのでしょうか。また、現在、協議されている伊勢市を中心とした伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンでは、このようなオンライン診療についての計画はないのでしょうか。

それから、この事業と並行して、医師会と連携協力による非常勤医師の派遣や近隣市町の医療機関への通院に町営バスや福祉タクシーを活用するなどの面からも、調整に努めたいと答弁をいただいておりますが、その後の状況はいかがでしょうか。伺います。

以上です。

○議長（若宮 淳也） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、山北議員の質問にお答えいたします。

連携5町で進めるデジタル田園都市国家構想の一環として、経済産業省が募集していた地域新マース創出推進事業の採択を受け、オンライン診療の実証実験を行うものであります。

この事業は、医療マースといわれる医療機器を搭載した車両を活用し、テレビ会議システムをつなぎ、診療を行うことを中心としながら、移動販売車なども地域の拠点に集め、さらに、公共交通の仕組みを見直す機会として実施するものであります。

今回の事業は、医療体制の充実とにぎわい創出をコンセプトに、国からの助成金により実施するため、受診者の費用負担は一切ありませんが、本格的に導入した場合、一般診療と同様の費用がかかります。

また、デジタル田園都市国家構想事業で検討しているオンライン診療が実施され

るとなると、医師への協力依頼や医師会との協議など、クリアすべき事案が山積しています。

近隣市町の医療機関への通院交通網のことにつきましては、町民の方が受診する医療機関を個人で選択をされており、例えば、昨年度の高齢者インフルエンザ予防接種では125か所の医療機関から請求が来るなど、非常に多くの医療機関を受診されているため、現在の状況から対応していくことは難しいと考えております。

なお、伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンについては、デジタル診療の計画は、現在のところ検討されておりましたが、様々な課題があることを認識をしております。

今後の医療体制の構築に当たっては、慎重かつスピード感を持って取り組んでいく所存でございますので、なお一層の御理解と御協力をいただきますようお願いし、山北議員への答弁とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也） 山北佳宏議員。

○1番（山北 佳宏） どうもありがとうございました。医療体制につきましては、非常に重要なことでございますので、ただ、オンライン診療の実施までは、まだ時間がかかるように思われます。できれば、早く通院の交通網も拡充され、計画にありますように、同時に移動販売の車両も加わりながら、にぎわい広場ができればよいというふうに、私も思っております。

高齢化が加速しており、高齢者世帯が増加しているため、いち早く実現できることを願っています。

そして、第7次度会町総合計画に記載されています住民意識調査の結果として、喫緊の課題として上がっています安心して子育てができる環境整備、公共交通機関の確保、小児科医の確保、近隣市町を含めた小児救急医療体制の確保に、これらのことに取り組んでいくことが、安心して暮らせるまちづくり、選ばれるまちづくりの実現につながっていくのではないかと思いますので、ぜひとも、この事業を早く成功できるようにお願いしたいところでございます。

これで、私の質問を終了させていただきます。

○議長（若宮 淳也） 以上で、山北佳宏議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

（9時54分休憩）

（10時5分再開）

○議長（若宮 淳也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番 貞森 義和議員。

《6番 貞森 義和 議員》

○6番（貞森 義和） 私2点質問をさせていただきます。私は、1期目に幾つかの点で質問をさせていただきました。それからどうなったんだろうとかね。思ったよ

りようになってないなという、そんなことをまた拾い上げて、質問もさせていただきたいと思います。私も町長も一緒に、度会町がよくなるよという意味で質問をしとるんです。町長もそういうつもりで答弁をさせていただいて、善処しますとか、こういう方向で検討したいとかいうてくれますので、それがどうなったかというのを、質問すると、しつこいんですが、そんなこともまた今年、この2期目はやらせていただきたいと思いますので、前期やったやないかと、1期目にやったやないかと、そう言わんと聞いていただきたいと思います。

最初には、自衛隊の適格者名簿ですね。あれについて、この前にも質問しましたが、18歳、22歳の個人情報、これはね、住所、氏名、年齢、性別を報告するんですね。そんなことをまだやっとるんかなというのが、私の疑問なんです。もうやめたんかなというのがあったらありがたいんですが、提出をせんならんということになったとしたら、それは何でそんなもんをせんならんのやろうと、個人の情報じゃないですかと、私が知らん人からねこんなことで、あなたについて手紙来たら気色悪いですもんね。そういう意味で、その個人情報というのを、個人情報の保護とその点では問題があるんじゃないかと。私は自衛隊の募集についてはね、ポスターなんか町が貼ってやると、こんなことはしてやっていいと思うんです。そやけどね、この子何歳でね、どこに住んどってね、男の子ですよと、そんなことを報告したら、これは保護条例があったとしたら、これは違反だと思います。

そんな中で、全国で、まだどのぐらいの自治体で、そういうことをやっているのか、あるいは、全国の自治体の中でどのぐらいが、そんなことはやっていないのかというのを、この間、新聞でもざっと見ました。それをまたお答えいただきたいんですが、私の考えは間違えとると思いますので、そういう点で何とか、その個人情報保護の意味で、こういうのはもうやめていただきたいというのが、基本でございます。住民基本台帳というのは、私も一回役場をお願いして見せてもらったことがあります。そのときはね、本人が来て、役場がよしと認めた場合に、基本台帳を見て写して、こんなことを写しましたというのをコピーして提出するんですね。そういうのがシステムですから、それももしそんなんがいるんでしたら、自衛隊の人に来ていただいてね、これ写してくださいと、こんなことになりましたいうて、そうしたらいいんじゃないかと、それを役場の人からね頼まれてね、それを向こうのほうへ情報を渡すというようなことは、これはプライバシーですよ。プライバシーの保護がされていないということになりますから、その点でどうなかと。

それから、そういうことをして、自衛隊から幾らお金が来るんだらうかと、いろいろ調査費やそんなんで自衛隊から金が来ると思うんですが、それは一体幾ら来ているんかという、そんなことも知りたいんです。

自衛隊のほかにもね、こんなことをやっとするというのは、もうないんでしょうなと。

マイナンバーカードが出てきますとね、いろんな情報が出てきますね。私、マイナンバー作ってあるんですけど、こんなこと、こんなこと入れたらポイントあげますよと、いらんいうて、私は申請しませんでしたけどね。銀行口座のことやら、そんなん入れたら、何ポイントみたいな書いてありましたけど、そんな気色の悪い、私らお金はありませんが、人の財布のぞかれたりね、貯金通帳のぞかれたりするのはいけませんから、私はマイナンバーカードはのっていかないんですけども、そんなふうにしてね、マイナンバーカードでいるから、情報を出せとか、そんなことを言われてないんでしょうねということ、役場の方にお伺いしたいんです。

ほかの地域ではね、18歳、22歳の人 coming いる学校とか、そういうところへね私の情報は出していらんという、そういうことを言うてくださいというて、ポスターを出しとる自治体があるそうですね。ですから、度会町ももし、度会町として、おれの情報は出してくれるなよという人があったら、度会町言うてくださいという、そういうポスターを貼ったり、高校や大学へ貼りに行ったりしとるんかどうかという、そんなこともお伺いしたいので、一応もう第一問目の質問としてはね、この自衛隊へ情報をもう出してないんでしょうねというのが、私の質問でございます。お答えをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（若宮 淳也） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、貞森議員さんの質問にお答えをいたします。

自衛隊は、国の平和と安全及び国際社会の安定を確保するための重要な任務を担っております。また、昨今の世界情勢や全国各地で起こる災害を見ると、その活動の重要性は、一層大きくなってきていると思っております。

このような重責を担う自衛官の募集に協力することは、地方自治体の責務であると考えております。

適齢者情報の提供につきましては、令和4年第1回定例会、貞森議員さんの一般質問でも答弁したとおり、毎年度、防衛大臣から依頼を受け、自衛隊法第97条第1項に基づく、法定受託事務を根拠として、必要な情報を提供をしております。

昨年度は、その提供した方の中から、18歳と22歳の方、各1名ずつが自衛隊へ入隊をされました。

国を守る自衛官になることを志した、その決意に、この場をお借りしまして、感謝と敬意を表したいと思っております。

今後も、自衛隊に対しては、これまでと同様に全面的に協力していく所存でありますことを申し上げ、貞森議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也） 貞森義和議員。

○6番（貞森 義和） あのね自衛隊が自衛隊法を作っつてね、自分に都合の悪いよう

な法律は作りません。ですから、自衛隊は自衛隊に都合のいい法律を作ってやっとなるんだと思いますのでね、それが憲法に合うとるんかどうかというのを見ていくというのが、それが一番大事なことです。ですから、私2問目の医療費のことも言わせてもらうつもりでおるんですけど、やっぱりねその憲法にちゃんと合うとるんかどうかいう、それが基準ですから、ちょっとずつ、ちょっとずつ外れていって、もうしまいにはすごく離れてしまったみたいな法律もあるんです。ですから、私はね個人情報という、本当に単純なね、うちの役場がこんなこと出しとるんやと、それから、お金は幾らもろとるんか、今、答弁はありませんでしたけど、そんなことでもいいんだろうかという質問ですのでね、もう一回その自衛隊が、防衛省からお金なんかは来てないんでしょうねと。それでやらされとるんじゃないんでしょうねと、自衛隊がね、私、質問したときも、火打石の火事るときに自衛隊がやってくれた、それは当然ですよ。今ね、日本は戦争やっちゃいけないという憲法を持つとるんですから、自衛隊組織がアメリカとの約束でできてしまいました。警察予備隊という名前でした、初め。警察ですよ、名前がね。警察予備隊って言って、格好いい服装でね、僕のおじさんも行きました。お金はくれるわ、飯はただやわみみたいな話だけ、私ら聞かせてもろて、合うとるんか、違うとるんか知りませんでしたけどね。それがしまいには、防衛庁やったんが、しまいには防衛省まで格上げしてしもてね。もういかにも戦争する国になってしもたやないですか。準備して敵地攻撃とかいうとるんですからね。それが日本を守る唯一無二のもので、そんな日本を守るんはね、住民らがねきちっとその鉄砲を持って構えるんやなくてね、うちは戦争しない国ですよというのを世界に堂々と言うてやっっていくというのが、基本ですから、その災害のとき助けてくれる、これはありがたいことですが、これは今ね、自衛隊はそういう仕事しかないんですから、それは大いに助けてもらいたいですよ。せつかく組織あるんですからね。

それと、その名簿を個人の情報を提出するのに、自衛隊法だけでええんでしょうかと。憲法に違反していないんでしょうかということが、私は気になってね、私は元教師でしたからね、教育とか、平和とか、人権の問題については、皆さんと同じように勉強してきたつもりでおります。教師になるのに、憲法だけはどんな科目の教師でも憲法は勉強せないかと、単位取らないかとというのは、私らの育った時代です。それは何でか、過去に誤った戦争をしたからというのが、大前提でした。今はちょっと平和が続きましたからね、ちょっと収まってきて、ちょっと敵地ぐらいやつつけたらどないやと、そんなことを考えたらね、こんなん攻撃ですよ。防衛ではないですね。それに自衛隊が関わったりしたらいかんので、私はそういう思想でおりますから、その点でお願いしたいと思います。

○議長（若宮 淳也） 暫時休憩いたします。

(10時16分休憩)

(10時17分再開)

○議長(若宮 淳也) 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

6番 貞森義和議員。

○6番(貞森 義和) 一つ自衛隊のお金のことを聞くん忘れたんですけども、よろしいです。

次は、子どもの医療費の件でお尋ねいたします。

私、近くの自治体行ったときにね、公民館に、命が一番、子供は宝、年寄りも誇りって書いてある町があったんです。そうやってスローガンだけでもええし、持つとくだけでもええから、そうやってしとると、私らも気になりますね、生活しとるときにね。ですから、いつも命が一番、子供は宝いう、そういう思想で、その自治体の人は住んでみえるんやなど、私は思って、これはええことやなど、度会町も憲法を行政に活かす町とか、そのようなスローガン、垂れ幕たれてしたら、町民の人ら、度会町そういう町なんかみたいなことになると思いますので、できたら、そういうスローガンでも作っていただきたいと、そうすると気になると思いますのでね。それをお願いして、一つは、子供たちが病院にかかったときに、今、度会町はどうなっているんかと。例えば、未就学の児童さんは、子供さんは無料であるとか、小・中学生は無料であるとか、18歳までは無料であるとか、そんなことも私もきちっとは知りませんので、教えていただきたいと。そのときに、窓口でお金を払わなければならないのか。いや、お金は何歳までは払わんでええんですとか、そんなんがあったら教えていただきたいと。

お金を準備してからね、病院行かんらんといい、その話がありまして、私らが以前に無料にしてくれというときには、無料にしたら窓口で金払わんだら、ようけ病院へかかってくる、だから、これはいかんって話があったんですが、それは結果的にはそうではなかったようです。忙しいときにね、お金いらんから連れったるうかと、そんなことを親はしませんからね、やっぱり子供が小さいときの病気は後になって響きますから、小さいときにちゃんと処置しておかないとね、そういう意味で、小さい子は無料にしたってくださいと、それもできたら窓口無料で、お金持っていなくてもできるようにしてもらいたいというのが、私の質問です。二つ目の。

そういう自治体は、近隣には、近所にはないんかと、あるんやったら、その自治体まねしてやってもらえないかというのが、私の二つ目の質問でございます。そういう意味で、それができていないのは、何が元でしょう。何が障壁になってできていないのかというのを質問したいと思いますので、お答えいただきたいと思います。窓口でお金を払わなくても、病院へ行けるように18歳までしてほしいんですが、今

はどうなっていますかということで、お願いします。

○議長（若宮 淳也） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、貞森議員さんの質問にお答えをいたします。

まず、一例として挙げられたテーマに関しまして、本町では、令和3年3月に策定いたしました第7次度会町総合計画において、めざすべき将来像を、みらいわたらいわち愛 想いはぐぐみ、幸せつなぐまちと掲げ、長期的・総合的な視点で町政運営に取り組んでおります。

質問された子どもの福祉医療費助成制度につきましては、担当課長から御説明いたします。

○議長（若宮 淳也） 税務住民課、森井課長。

○税務住民課長（森井 裕） 町長に代わりまして、担当課から子どもの福祉医療費助成制度について、御説明いたします。

対象者は、中学3年生、15歳になる年度末までの子供が、医療費助成資格対象者となります。

制度の概要を申し上げます。

医療機関などを受診する際、度会町福祉医療費受給資格証と健康保険証を一緒に提示することによって、入院・外来に要した保険診療の自己負担相当額が、後日払い戻される償還払い方式と窓口負担額が無料化となる現物給付方式、二つの方式がある制度です。

窓口負担額が無料化となる現物給付方式の対象者は、小学校就学前、0歳から6歳までの子供となります。制度運用には、県内に所在する医療機関、病院・歯科医院・診療所・薬局・訪問看護ステーションに御協力いただいております。

財源に関しましては、小学校の児童までの医療費を県単事業で、中学校の生徒までを町単事業で助成しています。

子どもの医療費助成における窓口無料化の導入経緯を申し上げます。

三重県と県内市町で構成する福祉医療費制度改革検討会において、持続可能な制度運営や国民健康保険財政に与える影響等を十分に考慮しつつ、慎重に検討され、窓口負担額が無料化となる現物給付方式の対象者を0歳から6歳までの未就学児とされました。

この結果を受けて、本町においても、令和元年9月から0歳から6歳までの未就学児を対象として、窓口負担額が無料化となる現物給付を実施しております。

県内の市町においても、大半の市町が現物給付の対象者を未就学児としています。

以上、担当課からの答弁といたします。

○議長（若宮 淳也） 貞森義和議員。

○6番（貞森 義和） 三重県の自治体では、小学校以上で窓口無料化の自治体はな

いんですか。

○議長（若宮 淳也） 森井課長。

○税務住民課長（森井 裕） 県内の市町の状況の一覧表が、ホームページに載っておりまして、皆さんに閲覧してもらうことはできます。

この近隣市町ですと、南伊勢町が現物給付を、18歳年度末まで拡大し、令和元年度からされている感じです。

以上です。

○議長（若宮 淳也） 貞森義和議員。

○6番（貞森 義和） 確認ですけど、南伊勢町は無料、窓口無料化なんですか。何歳までですか。

三重県中が窓口無料化になったら、度会町の子が、伊賀行ったとき、風邪ひいても病院へかかれるわけですね、無料で、窓口無料で、それで私、三重県中がこんになってほしいなと思いますんで、窓口無料化をやかましいいうとるんです。後で金返すっていうことは、ちょっと不適切か分かりませんが、後で金が戻ってくるんやなしに、もうその場で払わんでええと、この保険証を出したら、もう無料ですよという、その窓口無料化をどんどん広げていただきたいというので、南伊勢町でそうやってやっとならというのを、今、お聞きしてありがたいんですが、度会町もおもいきってそれやったらどうですかと。そうすると、南伊勢町へ行って風邪ひいたときに、南伊勢町の病院でかかっても無料で診れるという、診てもらえるということになると思いますので、ぜひ、その努力をしていただきたいと。

今度こういう努力が、ここまでいったぞというのがあったら、また、機会があったら教えていただきたいと思いますので、ぜひ、窓口無料化を三重県中でやってほしいというのを、私の願いとして、この2番目の18歳までの窓口無料化、医療費の窓口無料化、これは後でお金が返ってくるんやなしに、そのときも払わんでええという、そういうやつを度会町も、今後努力していただけないでしょうかというので、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（若宮 淳也） 以上で、貞森義和議員の質問を終わります。

続きまして、2番 大西 徹議員。

《2番 大西 徹 議員》

○2番（大西 徹） すみません。質問をさせていただく前に、1か所訂正をお願いいたします。質問用紙2段目の距離数約10万キロを、すみません、距離数約1万7,000キロメートルに訂正をお願いいたします。大変失礼しました。

それでは、若宮議長より許可をいただきましたので、質問させていただきます。

2番議員の大西徹でございます。

去る6月2日に発生した台風2号を皮切りに、先月8月15日、盆に紀伊半島に上

陸した台風7号など、異常気象によって起こる豪雨の時期を、まさに迎えております。台風7号に関しましては、15日朝9時時点で鮎川観測所の水位が13メートル73センチとなって、氾濫危険水位をも超えてしまいました。鮎川地区では何棟かが床下浸水の被害に遭われたと耳にもしました。けが人は出なかったものの、近隣市町では風にあおられての転倒や車の水没、倒木も相次いだと報道等で知りました。当町は、やはり宮川、一之瀬川の氾濫によって交通インフラが機能を停止してしまうこと、これが弱点のように思え、総合的な被害防止対策は、この2本の川を中心に取り組まなければならないのではないかと考えております。

そこで、町長には、水害、火災等で活用、活躍する消防車両について質問させていただきます。

当町が所有しております2台のうち、1台は消防団が管理しております。距離数こそ約1万7,000キロメートルですが、どうしても経年による劣化は避けられません。また、現在の車両では各地区の狭い道には入れず、停車できた箇所からホースをつなげて消火に当たらなければなりません。

そして、火災時だけでなく、先ほども申しました異常気象によって起こる豪雨では、道が冠水し、車の水没事故が発生してしまいます。そういった際に、消防車両が水没箇所手前で警らしてくれておれば、運転手、同乗者の目印となり、自然と減速でき、この先には何かあるなど注意を促す役を担ってくれます。

ただ、駐車可能なスペースが狭く、軽車両でなければ停車できない、警らできない。そういった箇所も多くあります。先日は、南伊勢町消防団と災害時の活動を話し合う機会がありまして、伺ったところでは、火災時は当然ながら、水害時の出勤も多く、その警らが結果的に抑止力につながるとの意見が多く、当町の消防団にとっても、とても参考になる話が聞けました。今後、水害がさらに増えるものと考えられます。全体的な安心・安全対策と消防車両サイズのコンパクト化について、町としての考えを聞かせてください。

○議長（若宮 淳也） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、大西議員さんの質問にお答えをいたします。

昨年度、本町で発生した火災件数は、物置が焼失する火災が2件、野焼きによる火災が2件、計4件でございました。

当然ではございますが、本町が所有する消防車両2台は、全ての火災に出動し、消火活動を支援しております。

大西議員がおっしゃるとおり、火災時及び昨今の異常気象によって起きる豪雨に対し、消防車両の適正化、コンパクト化は、消防団活動にも直結する課題と認識しております。

検討内容や今後の方針につきましては、担当課長から御説明いたします。

○議長（若宮 淳也） みらい安心課、山下課長。

○みらい安心課長（山下 喜市） それでは、町長に代わりまして、担当課から御説明をさせていただきます。

まず、本町が所有する2台の消防車のうち、消防団が管理する消防ポンプ車1台は、平成5年11月に購入をしております、メンテナンスを定期的に行いながら現在に至ります。

また、役場が管理する小型動力ポンプ付積載車1台は、平成10年2月から同様に運用をしております。

今後買替えを検討する場合、年式が古い消防団管理の消防ポンプ車が対象となり、入り組んだ狭い路地が多い地域などで機動性を発揮する小型消防車の導入も、選択肢の一つとして検討してまいりました。

しかしながら、伊勢市消防署度会出張所は1日平均4件の救急出動がございまして、約6時間は消防士が出払い手薄になることもございます。消防団のみで消火活動が必要な状況も出てまいります。その際には、消火栓や防火水槽などから水を汲み上げ消火活動を行うとなると、放出能力にも優れる消防ポンプ車は、今後も消防団による消火活動において、重要な役割を担うと思われまます。

町民の命と財産を守る消防車の更新に関しましては、慎重かつ計画的な視点が必要と思われまますが、現時点では、現行の体制が最善と考えております。

以上、担当課からの答弁といたします。

○議長（若宮 淳也） 大西徹議員。

○2番（大西 徹） 放出能力、放水能力に優れたポンプ車ということで比較しますと、やはり小型消防車では、現在の消防車両にはパワー等でも勝るとは言えませんが、町長、答弁の中で物置が焼失する火災が2件とありました。たしか1件は、消防車両が近くまで行くことができず、ホースをたどって現場まで向かった記憶もございいます。そういった場面も鑑みていただき、すぐにとは申しませんが、現在の小型消防車の種類の多さやクオリティの高さを知ってもらい、今後も導入の選択肢の一つとして検討を続けていただきたいと思いますと思っております。

町長、すみません。もう一点、消防団活動の観点からお聞かせください。

今年度、活動服が新調され、背中には度会町消防団のロゴが入ると、全団員に通知がありました。そこで災害時に当たってもらう当町の職員さんの活動服にも、度会町のロゴを入れていただけのお考えはありますか。お聞かせください。

○議長（若宮 淳也） みらい安心課、山下課長。

○みらい安心課長（山下 喜市） ただいま大西議員さんがおっしゃいました消防団の高視認性の機能性の高い消防服、ただいまサイズを集約しているところでございます。

ただいまの質問は、職員に貸与しております防災服ということでございます。これは導入から約10年が経過をしております、近年でもより視認性であったり、機能性の高い被服が流通してございます。災害活動に従事する同じく度会町の職員に対しても、夜間や悪天候時の視認性、これ大変重要になってございますので、活動者を容易に把握できて、安全性を高める防災服の更新につきましては、前向きに検討してまいりたいと思います。

以上、大西議員さんに対する答弁といたします。

○議長（若宮 淳也） 大西徹議員。

○2番（大西 徹） ロゴを入れてもらうことによって、ぱっと目を引き、それぞれの果たすべき務めにも、さらに責任が出て、町民の方にも安心を届けられるのではないかと思いますので、ぜひ、御検討をお願いいたします。

次の質問に入ります。

無人航空機ドローンの活用についてお聞きいたします。

令和2年に取り入れたドローンは、今後も多岐にわたって活躍すると思われま。災害状況を撮影して、災害時の状況把握をすることもでき、せんだっては、行方不明者の捜索にも活用されたと耳にいたしました。台数を増やして操縦訓練等を学べば、町と消防団との共同作業としても、さらにドローン活躍の場が広がるものと思います。今後、ドローンを通して、消防団とのタイアップなどの考えはありますか。町としての考えをお聞かせください。

○議長（若宮 淳也） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、大西議員の質問にお答えをいたします。

近年、あらゆる分野において無人航空機、通称ドローンの需要が高まりを見せております。空中からの農薬散布、スポーツ大会の映像撮影、火災現場の焼失範囲確認など、町内においても多岐にわたる分野で、事業者の方をはじめ、ドローンを御活用いただいております。

今後、本町においても、効率的に業務を進める上で、ドローンの活用が時代に即する有効な手段になり得ると考えております。

質問にあります本町で所有するドローンの活躍の場や運用方針等の詳細につきましては、担当課長から御説明いたします。

○議長（若宮 淳也） みらい安心課、山下課長。

○みらい安心課長（山下 喜市） それでは、町長に代わりまして、担当課から御説明をいたします。

まず、本町では測量用ドローンとして令和2年度に1機、撮影用ドローンとして令和4年度に1機、合計2機を購入し、日常の業務で運用をいたしております。例えば、建設工事現場の測量、河川の増水状況の把握、茶畑や里山など、四季の風景

の撮影など、防災や建設、町のプロモーションなど、多様な用途で活用をいたしております。

9月10日の総合防災訓練では、浸水想定区域を撮影する訓練を実施し、先般の行方不明者の捜索活動では、宮川沿いの目視できない茂みを対岸からドローンを飛ばして捜索するなど、他方面で活用をしております。

現在、操作講習を受けた職員のパイロットは10名です。

今後、自然災害や捜索に対するドローンの活用機会が増える場面が想定されることから、消防団との連携につきましても、さらなる有効活用や運用方法を積極的に模索していくことをお約束し、大西議員さんに対する答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（若宮 淳也） 大西徹議員。

○2番（大西 徹） ありがとうございます。建設工事現場の測量となりますと、度量を求める計算であったり、その前の自動操縦の設定、また、その後の解析業務といった専門的な分野の知識が必要かと思います。まずは、目視可能な場所で飛ばしてみることを、例えば、初任科訓練や防災訓練などに取り入れていただければ、楽しむところからのスタートとなって、決して高いハードルではないかと思います。

また、講習を実際に受けてみえる団員も何名か見えるようですので、先ほどの有効活用や運用方法をうまく共有できるかと思いますので、ドローンだけでなく、様々な分野でも連携を取っていただきたいと思います。

団員目線からの質問となりましたが、いずれの事項も、災害に強い度会町をさらに強くするためのツールであることは間違いありません。引き続き、積極的に取り組んでいただきますようお願いし、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（若宮 淳也） 以上で、大西徹議員の質問を終わります。

続きまして、5番 長谷川多一議員。

《5番 長谷川多一 議員》

○5番（長谷川多一） 5番議員の長谷川です。議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

私の場合はですね、去年、令和4年度にいろいろと御質問をさせていただきました、その後、長寿福祉課を中心にですね、役場のほうでも、かなり検討を続けていただいて、今年度、新たに予算措置を講じていただきました。いわゆる高齢者に働く場所を提供してですね、生きがいを感じてもらう機会を創出するとともに、町内の高齢者を中心とした日常の困り事を助ける仕組みづくりということで、生き生きした度会町を作るために、そういう仕組みをされたらどうですかということで、シルバー人材センターのことを御提案申し上げたわけですが、検討会の中でですね、いわゆるよく似た仕組みとしてお助け隊があるので、お助け隊をもう少し発展させ

て、いわゆるお助け隊とシルバー人材センターには、かなり参加者と利用者の制限がある。

それから、高齢者にとって、利用費用というのがかなり負担になっているということで、頼みにくいというような問題も出てきておりましたので、いわゆる高齢者の利用しやすい仕組み、それと、働く人の、いわゆるやりがい、あまり安いものではなく、ジュース代しか出やんというようなものでは、やりがいもない、出ないというようなことがございまして、いろんな問題を検討させていただいた結果ですね、専任職員になると思うんですが、社協のほうに予算をつけていただいて、現在、活動をしていただいておりますと思うんですが、既に半年を過ぎてきたということですね、これは来年の春に新しい体制を発動させるという約束はされてなくて、いわゆる下地づくりをしていただくということでやっていただいておりますが、それについて、いわゆる地域協力隊も、今年から活動もしていただいておりますというようなことも含めてですね、どのような状態になっているか、その進捗状況をお聞きしたいということで、質問をさせていただきます。

いわゆる先ほど、若干申し上げましたが、ルールづくりというのがですね、利用料と、いわゆる参加して働いてもらう、動いてもらう人の、いわゆるペイですね。それとのアンバランスが高齢者にとっては出てくるのかなと。いわゆる極端なことを言えば、最賃の1,000円払いましょうとか、800円払いましょうとかいうことで、作業をしてもらった人に800円なり、1,000円を払っていく。

ただ、元気な人が忙しいから利用するっていうことやって、それはそれでチャラにできると思うんですけど、先ほど申し上げたように65歳高齢者さんたちが、本当に困って、草刈りとかやってほしいんやけども、やっぱりそれだけの時間1,000円とか、800円になると、ちょっと頼みにくいというのが、私の耳に入ってきた話でしたので、そうすると、利用料は安く、払うものは払うというようになると思います、その辺のルールをどのようにしていくか、また、その財源をどのように求めていくかというようなことが出てこようかと思っております。それがルールづくりだと思っています。

それから、一般利用者の確保のための活動ですね。やっぱり忙しくて、共働きで、それでも家の周りを片づけてほしいだとか、草刈ってほしいという、いわゆる一般的な利用者の人とそういう人をですね、どれだけ確保していくか。もちろん高齢者の困っている人に対してもアピールをどのようにしていくかということが、どこまで進んでるのかなと。

それから、新しい隊員、いわゆるこれやって、これやってって頼む人が多く出てくる。これから高齢化社会はますます進みますので、困る人、私も高齢者夫婦になるわけですけど、そういう人がだんだん増えてくる。そうすると、やっぱり頼る、

頼りたい。ただ、いろんな依頼が来るんやけども、やってもらう人がいなかったら、隊員さんがいなかったら、それ受けきれないということが、今でも若干出てきているということを聞いておりますので、その辺をですね、どのように参加してもらうようにしていくかというのを、いろんなことをやっていただくのに、一人では大変だと思っておりますけども、その辺をどこまで活動してもらっとるかということ。

最後には、新しい仕組みの発足を、いつ頃をめどにやって、考えてみえるのか。もちろんこれはですね、社協さんにぶん投げとるわけでもございませんし、また、長寿福祉課さんが全面的にやってもらうには、かなり皆さん忙しい。ですから、そのために、予算をつけていただいて、社協さんに人を置いていただいたわけですけども、やはり予算をつけた以上は、長寿福祉課さんのほうも打合せなり、催促してくれとは言いませんが、進捗度合いを確認しながら、一人ではあれなんで打合せをして、ルールづくり等々を進めていってもらえたらなと思っておりますので、その辺の活動状況、作業状況がどうなっとるか、お聞かせいただきたいということです。

私からの質問は、以上です。

○議長（若宮 淳也） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、長谷川議員さんの質問にお答えをいたします。

このことにつきましては、議員の皆様方にも御支援を賜りました。本町におけるシルバー人材センター検討会での議論をもとに、令和4年度から度会町社会福祉協議会による地域お助け隊の機能拡充についての調整を重ねており、令和6年度からの運用開始に向け、進めているところであります。

現時点における進捗状況や取組の詳細につきましては、担当課長から御説明いたします。

○議長（若宮 淳也） 長寿福祉課、西田課長。

○長寿福祉課長（西田 健） 長寿福祉課から御説明いたします。

まず、新しい仕組みにおけるルールづくりの進み具合につきましては、度会町社会福祉協議会へ確認しましたところ、地域お助け隊事業実施要綱の改正が必要であり、現在のところ、鋭意調整中の段階にあります。

要綱改正の具体的な内容といたしましては、利用対象者の追加、料金の改正、各種登録様式の変更のほか、作業内容の追加など、新たな仕組みへのルールづくりに向け、令和6年4月1日からの施行を目指し、調整を進めている状況にあります。

次の一般利用者及び新しい隊員の確保につきましては、現在のところ、社会福祉協議会の情報紙「ふくし：わたらい」への掲載、「募集中！地域お助け隊員募集のお知らせ」というチラシを、郵便局、コンビニ、役場長寿福祉課の窓口への配架やポスターの掲示をするとともに、65歳を迎える方宛に介護保険証を送付する際にも、チラシを同封するなど、町におきましても連携をしながら一体的な事業として、啓

発活動に取り組んでおります。

また、新しい仕組みが整った後には、町の広報紙やホームページへの掲載に加え、隊員の方からの声かけ等により、町民の皆さんへ周知を努めたいと考えております。

以上、進捗状況等にかかる報告といたします。

○議長（若宮 淳也） 長谷川多一議員。

○5番（長谷川多一） ありがとうございます。今、課長のほうから詳細について御回答をいただいたわけですが、ちょっと気になりますのが、確認をしていたところという回答でしたので、むしろこういうルールづくりはですね、先ほども申し上げたように、社協さんだけで検討していくもんじゃないと思っています。今まで、長寿福祉課さんとか、総務課さんとか、もちろんいろんなみらい安心課さんとか、いろんなところが出ていただいてですね、これ検討を、令和4年度やってきたわけです。最終的に町長の決断で、社協さんに予算をつけて、専任職員で体制づくりをやらしてもらおうやないかということまで結論をいただいたわけです。これをですね、社協さんに投げとくと、言葉悪い、ごめんなさい。言葉が悪いので、失礼ですけど、社協さんだけにお任せしとくんじゃなくて、積極的にですね、やっぱり三人寄れば、僕はよく申し上げるんですが、三人寄れば文殊の知恵という言葉もございまして、この先ほどの料金だとか、おっしゃっていただいたいろんなルールを検討するについてもですね、積極的に参加をしていただいて、一緒になってルールづくりを進めていただけたらというのが一点です。

それから、2点目、3点目に関しましては、会員の募集に関しましても、このルールの方向が決まらなないと、なかなか会員さんにも入ってよと、声をかけにくいだろうと思っています。せっかく専任さん、忙しいと思いますけども、専任さんを配置していただいたんで、特に、一般利用者についてはですね、シルバー人材センターのときにいろいろ出たんですけども、数少ない企業さん、それから町の事業、それからそういうところですね、先ほどの財政的な問題もございまして、一般利用者の推進はですね、チラシじゃなくて、直接足を運んで加入を勧めてほしい。それによって、例えば、6年度からこういうことをやっていくんで、こういう企業さんも草刈りだとか、片づけだとか、こういうことを利用してくれませんかということによって、財政的な補完ができるだろうと。先ほど申し上げたギャップが出ますんでね、その辺についてはですね、言うて失礼ですけども、広報紙と書類だけで折り込んでいくんなら、専任職員いらなと思います。何のために専任職員を置いたと、これは足を使って会員募集をしてもらう。それから皆さんに声をかけてもらって、一緒になってルールづくりを相談してもらう。そのために予算を組んでもらったと、私は思っとるんです。今のまま折り込みだとか、ペーパーだけで済ましていくようだと、一年たっても、何もできやんと思うんです。ルールは

できる。ルールはできても、そのルールを使って、実際に活動したり、利用するということができないと思いますと、私は心配します。

それから、あと残り半年ですけども、積極的に働きをかけて、していただいて、せつかく4年度に何回もいろんな人の知恵と時間をいただいて、せつかく4年度に体制の基礎ができて、5年度に予算までつけて、人まで配置して、始めてもらったものを、ただの紙くずにしてしまっただけではつまらぬと思うんですね。だから、せつかく始めたもんですので、今、申し上げたことを参考にしてください、もう少し活動を進めていただけないかなと、私の希望でございます。

私のほうからは、以上でございます。ありがとうございます。

○議長（若宮 淳也） 以上で、長谷川多一議員の質問を終わります。

ここで、森井課長。

○税務住民課長（森井 裕） すみません。先ほどの貞森議員さんに対する答弁の訂正をさせていただきます。

私、南伊勢町の福祉医療制度で、資料の読み違いをしておりまして、南伊勢町の現物給付対象者も、本町と同様に未就学児でした。それで、償還払い方式の対象者が、令和元年度9月に15歳年度末までから18歳年度末まで拡大されたということです。

後ほど、資料を提供して説明させていただきますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（若宮 淳也） それでは、これをもちまして、一般質問は終わります。

◎各常任委員会委員長 審査結果報告、質疑

日程第2 各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、各委員長より報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 西井仁司議員。

○予算決算常任委員長（西井 仁司） それでは、報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第62号 令和5年度度会町一般会計補正予算（第3号）、議案第65号 令和4年度度会町一般会計歳入歳出決算の認定について、報告第3号 令和4年度度会町健全化判断比率及び資金不足比率について、以上議案2議案、報告1件について、教育長、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審議の結果、いずれの議案も原案どおり可決・認定すべきものと決しました。

また、報告1件について、担当課からの説明及び報告を受けました。

以上で、報告を終わります。

○議長（若宮 淳也） ただいまの予算決算常任委員会委員長報告に対する質疑を行

います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 質疑なしと認めます。

予算決算常任委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、総務住民常任委員会委員長 大野原徳議員。

○総務住民常任委員長(大野 原徳) 報告いたします。

総務住民常任委員会に付託されました、議案第63号 令和5年度度会町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議案第64号 令和5年度度会町介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第66号 令和4年度度会町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第67号 令和4年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第68号 令和4年度度会町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第69号 令和4年度度会町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第70号 度会町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第71号 度会町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第72号 度会町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第73号 注連指辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、以上10議案について、関係課長、係長の出席を求め、慎重審議の結果、いずれの議案も原案どおり可決・承認すべきものと決しましたので、報告をいたします。

以上で、報告を終わります。

○議長(若宮 淳也) ただいまの総務住民常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 質疑なしと認めます。

総務住民常任委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、産業教育常任委員会委員長 大西徹議員。

○産業教育常任委員長(大西 徹) 報告いたします。

産業教育常任委員会に付託されました、請願第1号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書、請願第2号 教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書、請願第3号 防災対策の充実を求める請願書、請願第4号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書、以上、請願4件について、

慎重審議の結果、いずれの請願も原案どおり採択すべきものと決しましたので、報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（若宮 淳也） ただいまの産業教育常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

産業教育常任委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

各常任委員会委員長報告は、お手元に配付いたしました委員会審査報告書のとおり、いずれも原案どおり可決、認定、採択すべきものであります。

これで、各常任委員会委員長報告を終わります。

暫時休憩いたします。

（11時5分休憩）

（11時15分再開）

○議長（若宮 淳也） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

◎討論（議案第62号～議案第73号）

日程第3 これより討論を行います。

お手元に配付しております提出議案書のとおり、議案第62号 令和5年度度会町一般会計補正予算（第3号）から、議案第74号 度会町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてまでを議題とし、討論を行います。各議案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、議案第62号から議案第74号の討論を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 異議なしと認め、これで討論を終わります。

◎採決（議案第62号～議案第74号）

日程第4 これより、お手元に配付いたしております、提出議案書の議案第62号 令和5年度度会町一般会計補正予算（第3号）から、議案第74号 度会町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたしたいと思います。

議案第62号 令和5年度度会町一般会計補正予算（第3号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第62号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第63号 令和5年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第63号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第64号 令和5年度度会町介護保険特別会計補正予算（第2号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第64号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第65号 令和4年度度会町一般会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員でございます。

よって、議案第65号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第66号 令和4年度度会町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第66号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第67号 令和4年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第67号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第68号 令和4年度度会町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第68号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第69号 令和4年度度会町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第69号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第70号 度会町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員でございます。

よって、議案第70号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第71号 度会町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第71号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第72号 度会町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第72号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第73号 注連指辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第73号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第74号 度会町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第74号は、原案どおり可決されました。

以上、議案第62号から議案第74号までの13議案は、全て原案どおり可決されました。

これより、請願受理番号第1号から第4号までの請願4件について、討論を省略して採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 異議なしと認めます。

よって採決いたします。

請願受理番号第1号から第4号までの請願4件に対する委員長報告は、それぞれ採択すべきものであります。

請願第1号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書に対し、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、請願第1号は、採択することに決定いたしました。

続きまして、請願第2号 教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書に対し、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、請願第2号は、採択することに決定いたしました。

続きまして、請願第3号 防災対策の充実を求める請願書に対し、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、請願第3号は、採択することに決定しました。

続きまして、請願第4号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書に対し、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、請願第4号は、採択することに決定しました。

以上、請願受理番号第1号から第4号までの請願4件については、全て採択することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

(11時22分休憩)

(11時24分再開)

○議長(若宮 淳也) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議員提出議案の上程(発議第4号～発議第7号)

お諮りいたします。

ただいま、提出されました発議第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について、発議第5号 教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について、発議第6号 防災対策の充実を求める意見書の提出について、発議第7号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 異議なしと認めます。

よって、発議第4号から発議第7号までを追加日程とすることに決定いたしました。

追加日程第1 発議第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について、発議第5号 教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について、発議第6号 防災対策の充実を求める意見書の提出について、発議第7号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

◎提出理由の説明(発議第4号～発議第7号)

追加日程第2 それでは、発議第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について、発議第5号 教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について、発議第6号 防災対策の充実を求める意見書の提出について、発議第7号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出についてを、提出議員より提出理由の説明を求めます。

2番 大西徹議員。

○2番(大西 徹) 発議第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書を、度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和5年9月15日

度会町議会議長 若宮 淳也様

提出者 度会町議会議員 大西 徹

賛成者 度会町議会議員 山北 佳宏

度会町議会議員 登 喜三雄

度会町議会議員 濱岡 裕之

度会町議会議員 中森 慰

提出理由

厚生労働省の国民生活基礎調査（2022）によると、子供の貧困率は11.5%、およそ子ども9人に一人の割合で貧困状態にあるとされています。支援を必要とする子供たちに対して、相談体制などを充実させる取組や、学校だけでは解決が困難な事案について関係機関と連携した支援を行うなどの取組が、今以上に進められていく必要があります。貧困の連鎖を断ち切るための教育に関わる公的な支援が、極めて重要であり、就学・修学保障制度のさらなる拡充が必要と考えます。

また、国の高校生等奨学給付金制度における給付額も不十分であり、経済格差を教育格差に結びつけないために、制度・施策のより一層の充実が求められます。

以上のような理由から、全ての子供たちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学保障制度の拡充を強く切望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい。

これが、この意見書を提出する理由である。

発議第5号 教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書を、度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和5年9月15日

度会町議会議長 若宮 淳也様

提出者 度会町議会議員 大西 徹

賛成者 度会町議会議員 山北 佳宏

度会町議会議員 登 喜三雄

度会町議会議員 濱岡 裕之

度会町議会議員 中森 慰

提出理由

2023年度の教職員定数については、基礎定数化に伴う教職員配置の見直し等により、教職員の自然減を上回る定数の措置には至っていません。

また、中学校の学級編制の標準や高等学校等の教職員定数の標準の改善については示されていません。全国的に教員不足、教職員未配置の問題が深刻化しています。教職員が心身ともにゆとりを持って子供たちと向き合い、日々の教育活動を創り出していくことは、子供たちの豊かな学びの保障につながる基盤となるものです。子供たちが安全・安心に学べるようにするためにも、教職員の欠員や不補充を速やか

に解消する施策の実行及び全ての校種における学級編制と教職員定数の標準を改善する新たな教職員定数改善計画の策定と実施が強く望まれます。

以上のような理由から、教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を強く切望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい。

これが、意見書を提出する理由である。

発議第6号 防災対策の充実を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書を、度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和5年9月15日

度会町議会議長 若宮 淳也様

提出者 度会町議会議員 大西 徹

賛成者 度会町議会議員 山北 佳宏

度会町議会議員 登 喜三雄

度会町議会議員 濱岡 裕之

度会町議会議員 中森 慰

提出理由

学校は、災害時には避難所となる等重要な役割を担っています。時間的に余裕をもって避難できる高台が周辺になく、津波に対する安全性が確保されない学校については、高台移転や高層化などの対策が求められていますが、国による津波対策のための支援制度の活用が難しい状況です。補助要件の緩和、補助対象の拡大等支援制度のさらなる拡充を求めます。

また、避難所での性やプライバシーに関する課題への対応、また外国人、介助・介護が必要な高齢者、障がい者、女性、乳幼児への配慮など、まだまだ改善すべき課題は山積しています。国の責任において、安心して被災者が避難できるように備えるべきです。過去の災害に学び、最善の備えを整えていくという考えの下、防災に関わる施策がさらに充実されることを強く望むところです。

以上のような理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を進めることを強く切望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい。

これが、この意見書を提出する理由である。

発議第7号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書を、度会町議会会議規則第14条第1

項及び第2項の規定により提出する。

令和5年9月15日

度会町議会議長 若宮 淳也様

提出者 度会町議会議員 大西 徹

賛成者 度会町議会議員 山北 佳宏

度会町議会議員 登 喜三雄

度会町議会議員 濱岡 裕之

度会町議会議員 中森 慰

提出理由

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請に基づく義務教育の根幹である無償制、教育の機会均等を保障し、教育水準の維持向上を図るため、国が責任をもって必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。教育の全国水準と機会均等を確保する義務教育の基盤を作るためには、教職員の確保、適正配置、資質向上及び教育環境整備等諸条件の水準を保障すべきであり、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠です。

かつては対象であった教材費等は、現在も地方財政措置による一般財源としての措置となっています。義務教育費の水準が各自治体の財政力に左右されることなく、安定的に確保されるためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源確保の対象の拡大、さらには、その増額が極めて重要と考えるところです。

未来を担う子供たちの豊かな学びを保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。

義務教育については、国が責任を果たすとの理念に立ち、教育に地域間格差が生じないように、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより、措置の対象の拡充を含めた制度のさらなる充実が求められます。

以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の充実を強く切望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい。

これが、この意見書を提出する理由である。

以上で、提出理由の説明を終わります。

○議長（若宮 淳也） 以上で、提出者の説明は終わりました。

◎質疑（発議第4号～発議第7号）

追加日程第3 これより、発議第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出についてから、発議第7号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出についてまで、発議に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 質疑なしと認めます。

よって、発議第4号から発議第7号に対する質疑を打ち切ります。

◎討論(発議第4号～発議第7号)

追加日程第4 これより、討論を行います。

発議第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 討論なしと認めます。

発議第4号に対する討論を打ち切ります。

続きまして、発議第5号 教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 討論なしと認めます。

発議第5号に対する討論を打ち切ります。

続きまして、発議第6号 防災対策の充実を求める意見書の提出についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 討論なしと認めます。

発議第6号に対する討論を打ち切ります。

続きまして、発議第7号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 討論なしと認めます。

発議第7号に対する討論を打ち切ります。

◎採決(発議第4号～発議第7号)

追加日程第5 これより、発議第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出についてから、発議第7号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出についてを採決いたしたいと思います。

発議第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、発議第4号は、原案どおり可決されました。

続きまして、発議第5号 教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、発議第5号は、原案どおり可決されました。

続きまして、発議第6号 防災対策の充実を求める意見書の提出についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、発議第6号は、原案どおり可決されました。

続きまして、発議第7号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出

についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、発議第7号は、原案どおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

(11時41分休憩)

(11時42分再開)

○議長(若宮 淳也) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎追加提出議案の上程(議案第76号)

お諮りします。

ただいま、中村町長より提出されました議案第76号 副町長の選任につき同意を求めることについてを日程に追加し、追加日程といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 異議なしと認めます。

よって、議案第76号を追加日程とすることに決定いたしました。

追加日程第6 議案第76号 副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

なお、本議案は、人事案件であり御本人が議場におられますので、西岡一義君の退席をお願いしたいと思います。

◎提案理由の説明(議案第76号)

追加日程第7 それでは、議案第76号 副町長の選任につき同意を求めることについてに対し、町長より提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長(中村 忠彦) それでは、追加議案の提案説明をさせていただきます。

議案第76号 副町長の選任につき同意を求めることについてでございます。

次の者を副町長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づきまして、町議会の同意を求めるものでございます。

住所 度会郡度会町和井野794番地

氏名 西岡一義

生年月日 昭和34年5月24日といたすものであります。

以上、提出議案の説明とさせていただきますので、何とぞ御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（若宮 淳也） 以上で、説明が終わりました。

◎採決（議案第76号）

追加日程第8 お諮りいたします。

議案第76号については、人事案件でございますので、質疑・討論を省略し、採決をいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 異議なしと認めます。

それでは、採決いたします。

議案第76号 副町長の選任につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第76号は、原案どおり可決されました。

それでは、西岡一義君に入場していただきます。

西岡一義君が入場されましたので、御挨拶をいただきたく思います。

副町長。

○副町長（西岡 一義） 改めまして、西岡一義でございます。

町長の中村忠彦氏の御推挙によりまして、令和元年9月から副町長の職を務めさせていただいております。

その間、町議会議員の皆様方をはじめ、町民の皆様方には、公私にわたり、格別の御指導・御厚情を賜りましたことを、厚くお礼を申し上げます。

そして、本日、ここに引き続き、私を副町長として選任されます議案に可決・同意を賜り、誠にありがとうございました。

覚悟を新たにし、町長の最高の補助機関である責任を果たし、町民の皆様方の福祉の増進に努める所存でございますので、なお一層の御指導・御協力をお願いいたしまして、御挨拶といたします。

どうぞ、よろしく申し上げます。

◎閉会中の継続審査の申出について

それでは、日程第5 閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

度会町議会議会運営委員会委員長より、委員会において審査する事件につき、度会町議会会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。濱岡裕之委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、御異議ございま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

これをもちまして、今期定例会に提出されました議案の審議は全て終了いたしましたので、令和5年第3回度会町議会定例会を閉会いたします。

(11時49分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

度会町議会議長

度会町議会議員

度会町議会議員